

（平成十年十月二日 法律第百十四号）  
（最終改正年月日：平成十八年十二月一日 法律第百六号）

【第十九、二十、二十二条は法第二十六条及び第二十六条の2、施行令第七条による準用及び読替後】

（就業制限）

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならぬ。

5 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該協議会に報告しなければならない。

（入院）

第十九条 都道府県知事は、二類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第二十条 都道府県知事は、二類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて第二十六条において読み替えて準用する前条の規定により入院しているものに対し三十日以内の期間を定めて感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、三十日以内の期間を定めて、感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内（第一項本文の規定に係る入院にあつては、三十日以内）の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得よう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならぬ。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

#### (退院)

第二十二條 都道府県知事は、第二十六条において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、第二十六条において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

3 第二十六条において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあつたときは、当該患者について、当該

入院に係る二類感染症の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうかの確認をしなければならない。

(準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあり、並びに第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。)」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」と、第二十二条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうか」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(結核患者に係る入院に関する特例)

第二十六条の二 結核患者に対する前条において読み替えて準用する第十九条及び第二十条の規定の適用については、第十九条第七項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」と、第二十条第一項本文中「十日以内」とあるのは「三十日以内」と、同条第四項中「十日以内」とあるのは「十日以内(第一項本文の規定に係る入院にあっては、三十日以内)」と、同条第五項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」とする。

(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十条六条において準用する場合を含む。)又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- 2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。
- 3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

(結核患者の医療)

第三十七条の二 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があつたときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

- 2 前項の申請は、当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた第二

十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請があつてから六月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抄）

（平成十年十二月二十八日 厚生省令第九十九号）  
（最終改正年月日：平成十九年三月二十三日厚生労働省令第二十六号）

（就業制限）

第十一条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該届出の内容のうち第四条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる事項に係る内容
- 二 法第十八条第二項に規定する就業制限及びその期間に関する事項
- 三 法第十八条第二項の規定に違反した場合に、法第七十七条第四号の規定により罰金に処される旨

四 法第十八条第三項の規定により確認を求めることができる旨

五 その他必要と認める事項

2 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

- 一 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病及びラッサ熱  
飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務
- 二 結核 接客業その他の多数の者に接触する業務
- 三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。）、痘そう及びペスト  
飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務
- 四 法第六条第二項から第四項までに掲げる感染症のうち、前三号に掲げるもの以外の感染

症 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 結核及び重症急性呼吸器症候群 その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間
- 二 前号に掲げるもの以外の感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間

（医療の種類）

第二十条の二 法第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療は、結核性疾患に対して行う次の各号に掲げる医療（第一号から第四号までに掲げる医療にあっては、厚生労働大臣の定める基準によって行う医療に限る。）とする。

- 一 化学療法
- 二 外科的療法
- 三 骨関節結核の装具療法
- 四 前三号に掲げる医療に必要なエックス線検査、結核菌検査及び赤血球沈降速度検査
- 五 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な処置その他の治療
- 六 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な病院又は診療所への収容（食事の給与及び寝具設備を除く。）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）関係条文読替表  
（法第二十六条及び二十六条の2、施行令第七条による準用及び読替）

（傍線部分は準用及び読替部分）

読 替 後

読 替 前

（入院）

第十九条 都道府県知事は、二類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し**感染症指定医療機関**（結核指定医療機関を除く。）に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、**感染症指定医療機関**（結核指定医療機関を除く。）以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し**特定感染症指定医療機関**若しくは**第一種感染症指定医療機関**に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、**特定感染症指定医療機関**若しくは**第一種感染症指定医療機関**以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を**感染症指定医療機関**（結核指定医療機関を除く。）（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、**感染症指定医療機関**（結核指定医療機関を除く。））以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を**特定感染症指定医療機関**又は**第一種感染症指定医療機関**（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、**特定感染症指定医療機関**若しくは**第一種感染症指定医療機関**以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

4 5 6 (略)

4 5 6 (略)

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者の居住地を管

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院してい

轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第二十条 都道府県知事は、二類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて第二十六条において読み替えて準用する前条の規定により入院しているものに対し三十日以内の期間を定めて感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、三十日以内の期間を定めて、感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。））以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めると

る病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めると

きは、十日以内（第一項本文の規定に係る入院にあつては、三十日以内）の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

6～8（略）

#### （退院）

第二十二條 都道府県知事は、第二十六條において読み替えて準用する第十九條又は第二十條の規定により入院している患者について、当該入院に係る二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、第二十六條において読み替えて準用する第十九條又は第二十條の規定により入院している患者について、当該入院に係る二類感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

3 第二十六條において読み替えて準用する第十九條若しくは第二十二條の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県

きは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

6～8（略）

#### （退院）

第二十二條 都道府県知事は、第十九條又は第二十條の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、第十九條又は第二十條の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

3 第十九條若しくは第二十條の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めるこ

知事に対し、当該患者の退院を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該患者について、当該入院に係る二類感染症の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうかの確認をしなければならない。

とができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。